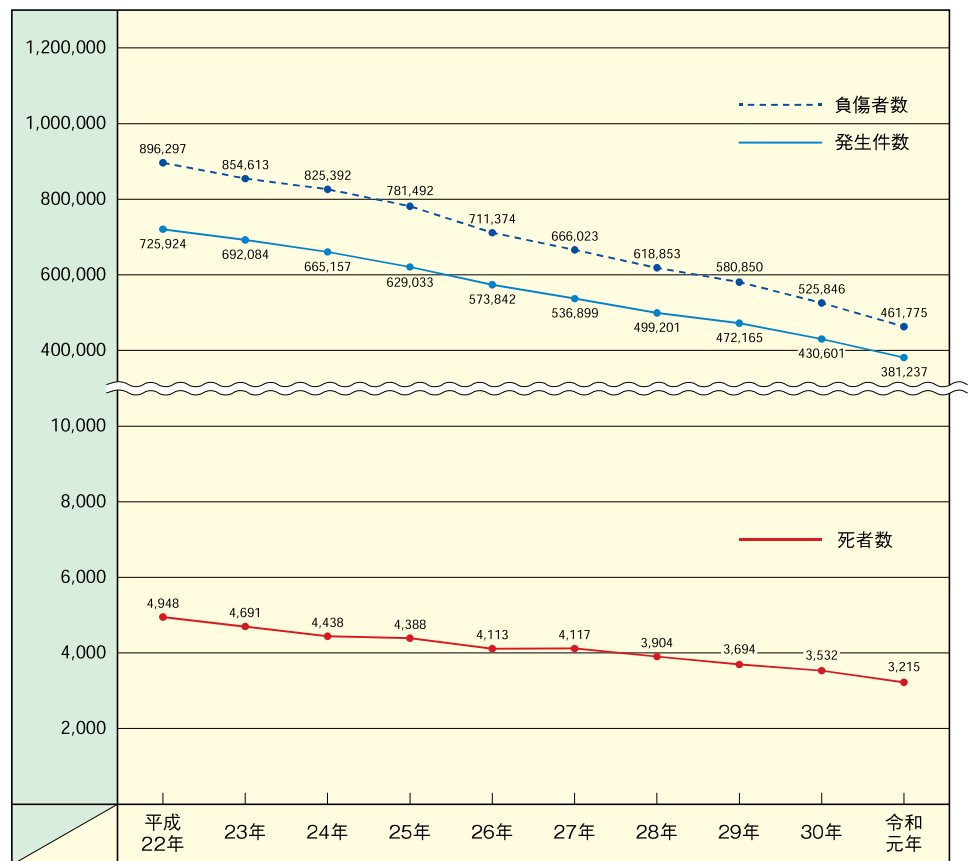


1 特徴的な事故実態

車は便利で快適な乗り物ですが、その反面、使いかたを誤ると悲惨な交通事故を起こす恐ろしい凶器にもなります。交通事故は大きな社会問題であり、毎年多くの人が交通事故で死傷しています。

令和元年中の死者数は、3,215人（前年比－317人）で、過去最悪であった昭和45年（16,765人）の2割以下となりました。

また、交通事故発生件数（381,237件）、負傷者数（461,775人）は、過去最悪であった平成16年から引き続き減少しており、17年連続の減少となりました。

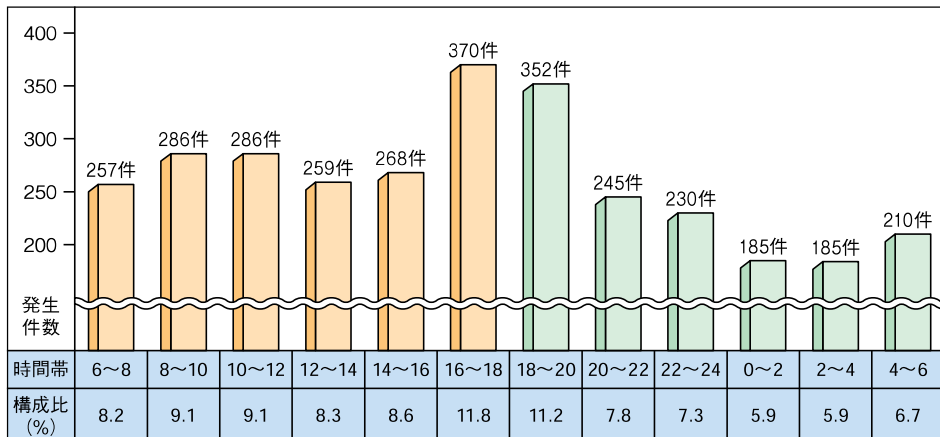


1 交通事故の特徴

(1) 発生時間帯

死亡事故は16時から20時の時間帯に多く発生しています。この時間帯に多発しているのは、昼間に比べて運転に必要な情報がとりにくく、認知、判断が遅れること、交通量が少なくなって速度を出しやすく、また、注意力が散漫になることなどが原因としてあげられます。

死亡事故の時間帯別発生状況（件数）（令和元年）



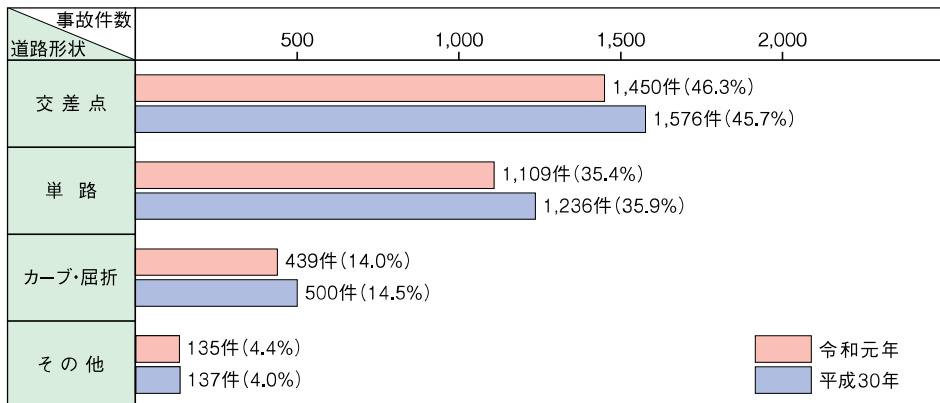
(2) 発生場所

死亡事故は交差点とその付近で最も多く発生しています。交差点は上り下りの交通だけでなく、左右の交通も加わり、また、車両や歩行者が交わりあい、他の交通とかかわりあいながら通行する場所だからです。

これについて単路の事故が多くなっています。単路は速度を出しやすいこと、無謀運転をしがちなことなどが関係しています。

つぎにカーブ・屈折地点が続きます。速度の出しすぎやハンドル操作のミスなど、安全を無視した運転が原因となっています。

死亡事故の道路形状別発生状況（件数）

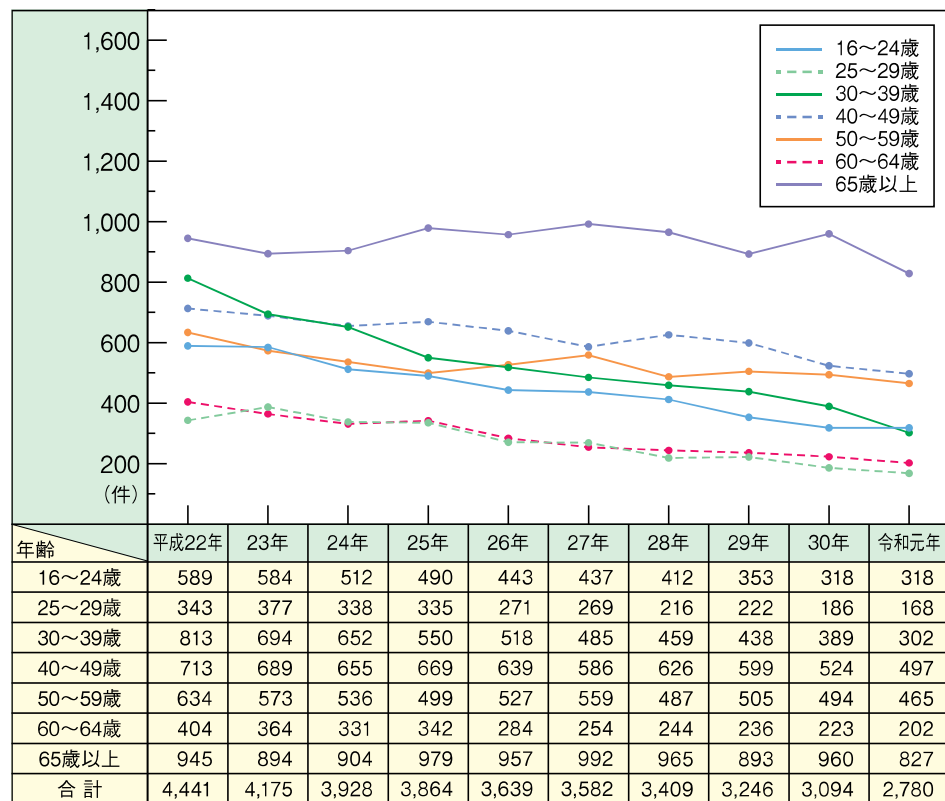


(3) 運転者の年齢

死亡事故件数を年齢層別に見ると、高齢者が最も多く、ついで40歳代、50歳代の順に多くなっています。前年と比較すると、65歳以上が最も減少しました。

若者の運転による死亡事故は、昭和50年代半ばから増加傾向にありましたが、平成2年（3,828件）をピークに減少に転じ、その後はほぼ一貫して減少し、10年間で3分の1以下となり、17年には30歳代を下回りました。一方、高齢運転者による死亡事故は、運転免許保有者数が10年間で約1.8倍に増加していることなどを背景に、依然高い水準にあり、20年以降連続して最多の年齢層となりました。中でも75歳以上は、より高い水準にあります。

年齢層別第一当事者（原付以上運転者）の死亡事故件数の推移



若年運転者の死亡事故を見ると、とくに正面衝突、出会い頭の事故が目立っています。無謀な運転をしたり、漫然とした運転をしたりする傾向があることが関係していると考えられます。

(4) 運転経験

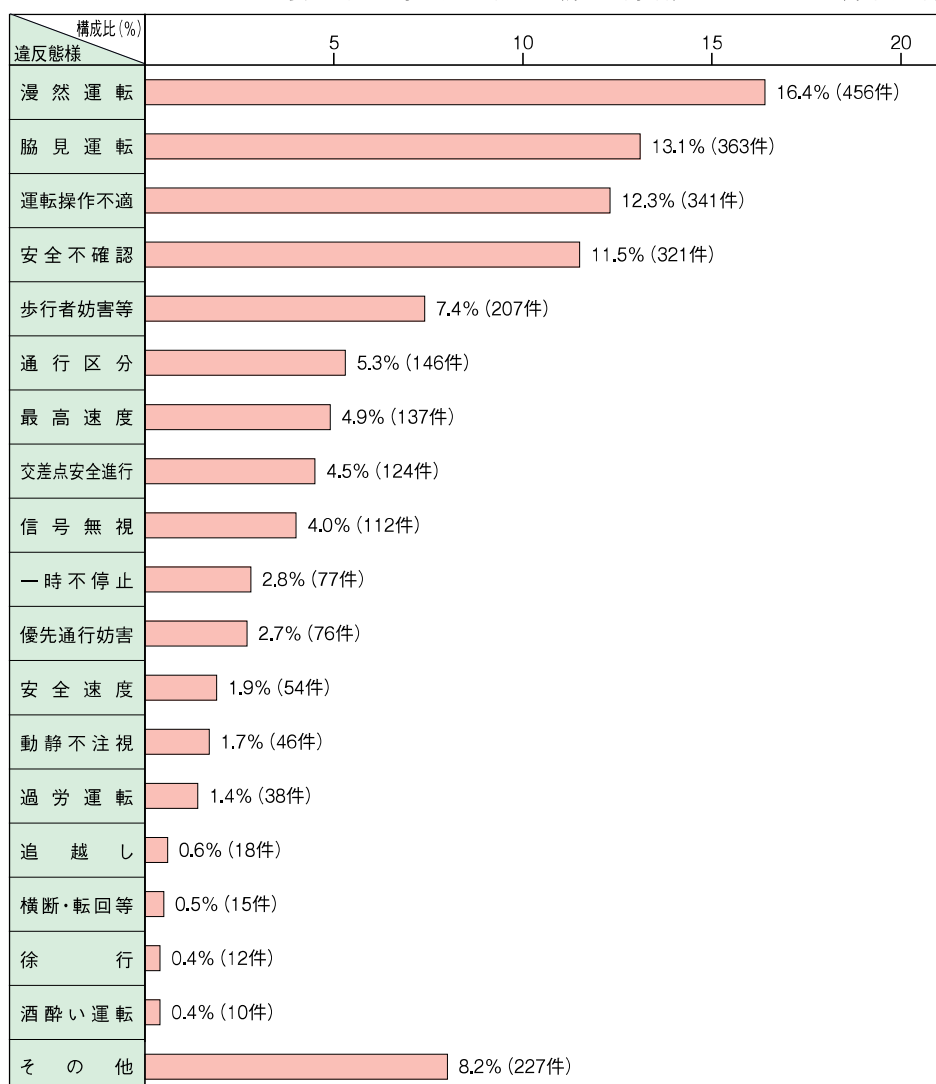
運転経験別に見ると、経験年数が短い人ほど事故を起こす割合が高くなっています。これは、危険を予測する能力や安全運転をしようとする心構えが十分でないからといえます。

(5) 法令違反

死亡事故の要因となった法令違反の中では、漫然運転が最も多く、ついで脇見運転、運転操作不適の順になっています。しかし、若年運転者では漫然運転や運転操作不適のほか最高速度違反が、高齢運転者では運転操作不適が多くなっています。いずれも運転者の心構えと、ちょっとした注意や危険予測で防げるものです。

要因別死亡事故発生状況（第一当事者）

（令和元年）

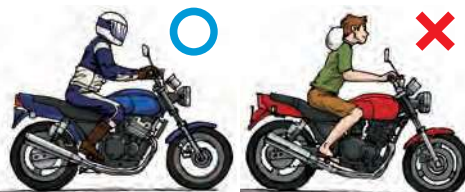


2 二輪車の露出性と傷害

二輪車は、全身が常に外部にさらされているため、事故を起こした場合は重大事故となる危険性が非常に高くなります。

(1) 服装など

- ㊦ 体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう。
- ㊧ 他の運転者から見て、よく目につきやすいものを着るようにしましょう。
- ㊨ げたやサンダルなど、運転の妨げになる履き物をはいて運転してはいけません。
- ㊩ 夜間は、反射性の衣服または反射材のついた乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。
- ㊪ 同乗者についても同様です。



(2) ヘルメットの着用

- ㊦ 乗車用ヘルメットをかぶらないで、自動二輪車や原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない人を乗せて自動二輪車を運転してはいけません。
- 二輪車（原動機付自転車を含む）に乗っていて、事故で死亡した人の多くは、頭部のけがが致命傷となっています。
- ㊧ 乗車用ヘルメットは、PS (C) マークかJISマーク*1のついたものを使い、あごひもを確実にしめるなど正しく着用しましょう。
- 工事用安全帽は、乗車用ヘルメットではありません。

*1

PSCマーク



JISマーク

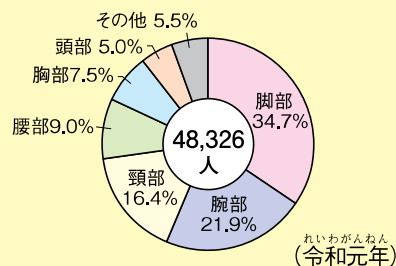


Pick up ピックアップ

脚部の負傷に注意

事故によるけがで最も多いのは、脚部（足）です。万一転倒した場合は、車両に巻き込まれないようにしましょう。

交通事故による二輪運転者の傷害部位（全傷害）



3 交通事故の悲惨さ

交通事故を起こすと、運転者は、民事上の責任（損害賠償）、刑事上の責任（懲役、禁錮、罰金）を負うとともに、行政処分（運転免許の取り消し、停止）を受けることになります。



民事上の責任
損害賠償



刑事上の責任
懲役・禁錮・罰金



行政上の責任
免許の取り消し、停止

また、交通事故によって傷つき苦しむのは運転者本人だけでなく、家族も経済的損失と精神的苦痛などの大きな負担を負うことになります。

さらに、被害を負わせた相手やその家族に対しても、耐えがたい苦痛を強いることになります。

車を運転するときは、このような交通事故の悲惨さをしっかりと心に刻み、安全運転に努めましょう。

Pick up ピックアップ

あおり運転の悲惨さ

他の車の通行を妨害する目的で著しく接近して走行したり、その車の前方で急ブレーキを踏むなどして進路をふさいだり、警音器や灯火類で威嚇するような悪質・危険な行為をあおり運転といいます。近年、あおり運転によって何の落ち度もない人が死傷事故に巻き込まれる事案が続いたことから、これらの行為は「妨害運転罪」として厳重な取り締まりを受けることとなりました。あおり運転を行った場合、罰金や運転免許の取り消し、懲役などの対象となるばかりでなく、危険運転致死傷罪としてさらに重い罰を受けることもあります。一時的な感情で行ったあおり運転が被害者にも家族にも悲惨な結果をもたらすことを理解しましょう。あおり運転は絶対にしてはいけません。



ちょっと注目

あおり運転を受けた場合

あおり運転を受けた場合は、サービスエリアなどの安全な場所に避難し、車外に出ることなく110番通報して自分や同乗者を守りましょう。

また、あおり運転被害の防止には、車にドライブレコーダーを装着することが効果的です。

Pick up ピックアップ

3つの責任

① 民事上の責任

交通事故の裁判で、近年ではつぎのような高額な損害額を認めた例があります。

交通事故の高額判決例（人身事故）

認定総損害額	裁判所	判決日	事故日	被害者	被害態様
5億2,853万円	横浜地裁	2011.11. 1	2009.12.27	男41歳 眼科開業医	死 亡
4億5,381万円	札幌地裁	2016. 3.30	2009. 1. 7	男30歳 公務員	後遺障害
4億5,375万円	横浜地裁	2017. 7.18	2012.11. 1	男50歳 コンサルタント	〃
4億3,961万円	鹿児島地裁	2016.12. 6	2010.11. 9	女58歳 専門学校教諭	〃
3億9,725万円	横浜地裁	2011.12.27	2003. 9.14	男21歳 大学生	〃
3億9,510万円	名古屋地裁	2011. 2.18	2007. 4.13	男20歳 大学生	〃
3億9,095万円	神戸地裁	2017. 3.30	2009.12. 3	男32歳 ティーチングアシスタント	〃
3億8,281万円	名古屋地裁	2005. 5.17	1998. 5.18	男29歳 会社員	〃
3億7,886万円	大阪地裁	2007. 4.10	2002.12.11	男23歳 会社員	〃
3億7,370万円	東京地裁	2014. 8.27	2010. 7.20	男 7 歳 小学生	〃

交通事故の高額判決例（物損事故）

認定総損害額	裁判所	判決日	事故日	被害物件
2億6,135万円	神戸地裁	1994. 7.19	1985. 5.29	積 荷（呉服・洋服・毛皮）
1億3,450万円	東京地裁	1996. 7.17	1991. 2.23	店 舗（パチンコ店）
1億2,036万円	福岡地裁	1980. 7.18	1975. 3. 1	電車・線路・家屋
1億1,798万円	大阪地裁	2011.12. 7	2007. 4.19	トレーラー
1億1,347万円	千葉地裁	1998.10.26	1992. 9.14	電 車
6,124万円	岡山地裁	2000. 6.27	1996. 9.26	積 荷
4,141万円	大阪地裁	2008. 5.14	1999. 9.25	積 荷
3,391万円	名古屋地裁	2004. 1.16	2001. 3. 9	大型貨物車・積 荷
3,156万円	東京地裁	2001.12.25	1999.11. 5	4階建ビル
3,052万円	東京地裁	2001. 8.28	1999. 5.16	店 舗（サーフショップ）

（一般社団法人 日本損害保険協会資料による）

② 刑事上の責任

自動車の運転上必要な注意をおこたり、人を死傷させた場合には「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の過失運転致死傷罪で7年以下の懲役または禁錮に処せられることがあります。

ただし、アルコールや薬物の影響で正常な運転ができない状態での運転や、通行禁止道路（歩行者専用道路や高速道路の逆走など）での危険な速度での運転など、悪質・危険な運転で人を死傷させた場合には危険運転致死傷罪が適用され、人を死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役、負傷させた場合は15年以下の懲役に処せられます。

また、アルコールや薬物または意識障害をもたらす病気などの影響がある状態で運転し、正常な運転ができなくなって人を死亡させた場合は15年以下の懲役、負傷させた場合には12年以下の懲役に処せられます。

なお、無免許運転の場合はさらに刑罰が加重されます。

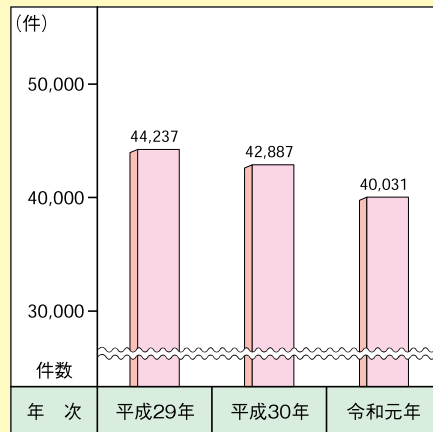
9

特徴的な事故と事故の悲惨さ

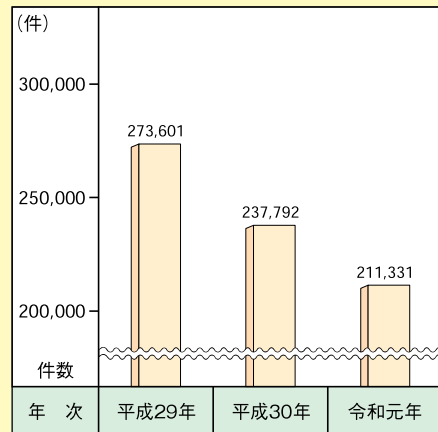
③ 行政処分

令和元年中の運転免許の取り消し件数は40,031件、停止件数は211,331件です。
 運転免許の取り消しに伴う欠格期間（免許を受けることができない期間）は、1
 年から10年までとされているほか、運転免許を取り消された人が運転免許を
 再取得しようとする場合は、取消処分者講習を受けなければなりません。
 運転免許の停止については、30日から180日までの処分日数があります。

運転免許の取り消し件数



運転免許の停止件数



※ 初心取り消し、病気等および重大違反 唆し等による取り消しを含み、申請取り消しを除く



ちょっと注目

チャイルドシートの種類

チャイルドシートは、大きく以下の3つに分けられます。

●乳児用

体重10kg未満、新生児から1歳くらい。ベビーシートともよばれる。

●幼児用

体重9～18kg以下、1～4歳くらい。

●学童用

体重15～36kg以下、4～10歳くらい。ジュニアシートともよばれる。



ちょっと注目

妊娠中のシートベルト

「妊娠中はシートベルトをしない方がよい」というのは誤った認識です。母体と胎児に対するシートベルト着用の有効性は科学的に検証されています。

母子を守るために医師に確認の上、正しく着用しましょう。

(2) チャイルドシートの使用

⑦ チャイルドシートは、交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減するとともに、こどもが運転操作の支障となることを防止する効果もありますので、シートベルトを適切に着用させることができないこどもにはチャイルドシートを使用させましょう。

とくに、幼児を自動車に乗せるときは、その幼児に発育の程度に応じた形状のチャイルドシートを使用させなければなりません。しかし、病気などやむを得ない理由がある場合は別です。

⑧ チャイルドシートは、使用の方法を誤ると効果がなくなりますので、子供の体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選んだ上で、取扱説明書などに従って座席に確実に固定し、正しく使用させましょう。

(3) 妊娠中のシートベルトの着用

妊娠中であっても、シートベルトを正しく着用することにより、交通事故にあった際の被害から母体と胎児を守ることができます。ただし、妊娠の状態は個人により異なりますので、シートベルトを着用することが健康保持上適当かどうか、医師に確認するようにしましょう。

妊娠中は、事故などの際の胎児への影響を少なくするために、腰ベルトのみの着用は行わず、腰ベルトと肩ベルトをともに着用するとともに、大きくなった腹部をベルトが横切らないようにするなど、正しくシートベルトを着用することが必要です。

理解度CHECK

ここまでの内容が理解できているか、○×問題で自己チェックしてみましょう。

1. 二輪車を運転するときは、動きやすいことが大切なので、夏場は半そでの服装を選ぶようにする。
2. 6歳未満の幼児を四輪車に乗せるときは、後部座席に乗せれば、チャイルドシートを使用する必要はない。

▶▶▶ 解答はこの本の最終ページにあります。

9

特徴的な事故と事故の悲惨さ

OPEN SESAME !!

戻る 進む ホーム 異議法 画像 聞く 印刷 検索 中止 第2段階 教習項目9

P.231の場面について...

Print of View

交通事故は、遺族に二次的被害をももたらします。

交通事故のご遺族は、家族を失った悲しみや喪失感のほか、以下のような心的負担も負うことになります。事故がもたらす苦しみは連鎖的に続いていくのだと知っておいてください。（いずれも一般的な例です。個々の事情により異なる場合があります。）

- ・ 捜査状況や加害者の供述内容、反省態度などを知りたいと思っても情報が開示されないことがある。
- ・ 被害者の名前や顔写真などが報道されることで精神的苦痛を受ける。場合によっては誤解や風評などで故人の名誉や尊厳が損なわれることがある。
- ・ 事故の原因究明などのために遺族自身も警察や検察から事情聴取を受ける場合があり、事故について思い出しただけでも話さなければならぬ。また、事故現場での捜査に立ち会いを求められることがある。
- ・ 事故当時に被害者が身に着けていた衣服・遺品を証拠として提出しなければならない。
- ・ 公判（公開の裁判）で証言しなければならなかったり、加害者側の一方的な言い分を耳にすることがある。
- ・ 遺族感情に比べ判決が軽く感じられることがある。不起訴となり、加害者が処罰されないケースもある。

NEXT